

ドリームネット利用規約 - メール会員向け

(ドリームネット利用サービス)

第1条

ドリームネット利用サービス（以下「本サービス」とします）とは、本規約およびインターネットメールサービス規約並びにメールウイルスチェックサービス規約（以下インターネットメールサービス規約並びにメールウイルスチェックサービス規約を総称して「個別規約」とします）で規定されているインターネットメールサービス、本規約および個別規約で当社が提供する各インターネットサービスを指します。

(本サービスの提供)

第2条

- 1 当社は、当社が本サービスの会員（第4条第1項に定める者をいいます。以下「会員」とします）の登録の手続きを完了した後、会員に対し、本サービスの第7条第1項に規定するユーザーIDなどを貸与し本サービスを提供いたします。
- 2 本サービスの内容については、当社ホームページ（<https://www.dream.com/mail/>）より公表し、又は会員に通知するものであって、当社がその時点で合理的に提供可能な範囲内のものとします。
- 3 当社は、会員に事前に通知をした上で、本サービスの内容の一部または全部の変更（追加、廃止を含みます。以下同じ）をすることができるものとします。

(本規約の範囲・通知)

第3条

- 1 本規約は、本サービスをご利用いただく際の、当社と会員との間の一切の關係に適用します。本規約に添付、または変更の都度通知する個別規約は、本規約の一部とします。本規約と個別規約が抵触する場合には、個別規約が本規約に優先するものとします。法人契約者と別途個別契約を取り交わした場合は、その個別契約が本規約及び個別規約に優先するものとします。
- 2 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上（<https://service.ocn.ne.jp/agreement/index.html>）への掲載その他の適切な方法により周知します。

3 本規約の変更の効力が発生した後、会員が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

4 会員は、本規約、個別規約、当社が提供する本サービスの手引き及びマニュアルの記載事項ならびに当社が必要に応じて随時おこなう指導に従うものとします。

5 本サービスについて本規約で定めのない事項は、IP 通信網サービス契約約款（OCN）が適用されるものとします。

6 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。

（会員）

第 4 条

1 会員とは、本規約を承諾の上、当社所定の手続きに従い本サービスの利用を申込み、当社が本サービスの利用を承諾して会員登録の手続きを完了したものをいいます。

2 当社は、当社が本サービスの利用を承認した時点で、加入申込みをした者（以下「加入申込者」とします）が本規約を承諾しているものとみなします。

3 当社が加入申込者に対して、利用を許諾する内容、料金体系、利用可能時間等を総称して「サービスプラン」といいます。加入申込みの承諾の際には、一つ以上のサービスプランが加入申込者に対して適用されます。各サービスプランの内容については、「インターネットメールサービス規約料金表」に定めるとおりとします。

4 加入申込者に適用するサービスプランは、当社によって決定されます。加入申込みの際に加入申込者が指定したサービスプランが適用されない場合もあります。この場合、当社から加入申込者へその旨通知し、通知を受けた加入申込者は当社に対して、適用可能なサービスプランを新たに指定するか、加入申込みを取り消すかを通知するものとします。当社が新たに適用可能なサービスプランの指定を受けたときに、新たな指定に従った加入申込みがあったものとします。

5 会員は、加入申込みの経路や手段によっては、本サービスのうち特定の部分を利用

できない等の制約を受ける場合があります。この場合には、当社は、当該経路又は手段による加入申込みをした会員のみ適用される個別規約を別途定めるものとします。

6 当社は、加入申込者の審査や登録の手続きが完了するまでの間、加入申込者に本サービスの一部を、本規約に基づいて利用させることがあります。但しこれは、当社が当該加入申込者の加入を承認したことを意味するものではありません。

7 会員において、その地位の承継があった場合、会員は当社所定の手続きにより当社に申し出るものとします。

8 会員が死亡した場合には、包括承継人のいずれか一人が所定の解約手続きをとるか、包括承継人のいずれか一人が当社からの解約通知を受領した時点で、承継の対象となる会員たる地位は失われるものとします。

(契約の利用申込)

第5条

- 1 当社は、料金表に規定するサービスプランの申込みの請求を承諾します。
- 2 本サービスの提供を受けることを希望する者は、本規約の内容に承諾したうえで、当社指定の利用申込書等に必要事項を記載し、当社に申し込むものとします。

(利用申込の承諾)

第6条

- 1 当社は、加入申込者が、以下の項目の1つに該当する場合は、申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 加入申込者が過去に本規約に違反するなどにより、当社による解約がおこなわれていることが判明した場合
 - (2) 加入申込者が実在しない場合
 - (3) 加入申込者の加入申込内容に虚偽、誤記または記入もれがあったことが判明した場合
 - (4) 加入申込者の指定したクレジットカード、支払い口座などが、クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関などにより利用の差し止めがおこなわれていることが判明した場合
 - (5) 加入申込者が本サービスの利用料金の支払いを怠っていることが判明した場合
 - (6) 加入申込者が未成年者、準禁治産者、または被保佐人であり、加入申込みの際に

法定代理人または保佐人の同意を得ていないこと、または加入申込者が成年被後見人であることが判明した場合

(7) その他、当社が加入申込者のおこなうことを不相当と判断する場合

2 当社が申込みを承諾後であっても、前項各号に該当することが判明した場合は承諾を取り消すことがあります。また、前項によって加入申込者が承諾を取り消された時点で、加入申込者が本サービスを利用したことで発生した利用料金等の債務があるときは、第12条および個別規約に準じて、当該加入申込者が支払義務を負うこととします。

(ユーザーIDおよびパスワードの管理)

第7条

1 当社は、加入が承認され登録手続きが完了した加入申込者に対して、会員を区別して認識する情報（ユーザーIDなど。以下これを「ユーザーID等」といいます）と会員本人の利用の意思を確認する情報（パスワードなど。以下これを「パスワード等」といいます）を発行し、貸与します。

2 会員は、当社が発行したユーザーID等やパスワード等などの貸与物について適正に管理するものとします。会員は、ご自身で設定されたパスワード等について責任をもって管理するものとします。パスワード等を用いてなされた本サービスの利用については、会員本人がこれを利用したものとみなし、パスワード等の管理不十分または第三者の不正使用などに起因するすべての損害については、当社の故意または重過失に基づくものを除き、会員本人が責任を持つものとします。

3 当社が会員に貸与したユーザーID等やパスワード等は、会員のみが使用できるものであり、当該ユーザーID等やパスワード等を第三者に譲渡、貸与、名義変更、売買、質入、開示することはできません。

4 会員は、自らのパスワード等が第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

5 会員は、自ら定期的にパスワード等を変更する義務を負うものとし、その義務を怠ったことにより会員または第三者に発生した損害については、当社の故意又は重過失に基づくものを除き、当社は責任を負わないものとします。

(会員の情報の管理)

第8条

- 1 会員は、その氏名、住所、電話番号、その他の登録内容（以下「会員登録内容」とします）に変更があった場合には、すみやかに当社所定の手続きにより、当社に連絡するものとしします。
- 2 当社は、会員と電話、FAX、電子メール等による連絡が取れない場合、または会員宛に発送した郵便物または宅配荷物が当社に返送された場合は、当該会員の本サービスの利用を一時停止することがあります。この措置により会員が損害を負ったとしても、その損害については、当社の故意または重過失に基づくものを除き、当社は責任を負いません。
- 3 会員が申込み手続き時に登録した氏名は、婚姻による姓の変更等、当社が承認した場合を除き、変更できないものとしします。

（解約の申込み）

第9条

- 1 会員が本サービス利用契約の全ての解約を希望されるときには、当社指定の方式による解約依頼書を、当社指定の方式によって当社に通知することによりおこなうものとしします。
- 2 前項の解約により本サービス利用契約は終了します。したがって、再び本サービスの利用を希望される場合は、再度加入手続きをおとりいただきます。この場合、終了した契約の解約前の利用環境と同様の利用環境で本サービスを利用することはできません。
- 3 第1項により解約された会員において、会員登録が削除されるまでに発生した料金などのうち未払い金額がある場合は、その債務の全額を当社の指定する方法で一括してお支払いいただきます。
- 4 第1項により解約された会員から既にお支払いいただいた料金等は、理由の如何を問わず、当社は払い戻しいたしません。

（禁止行為と違反への措置）

第10条

- 1 本サービスにおいて、次の各行為は禁止します。
 - (1) 他の会員のユーザーID等またはパスワード等を、正当な理由がないのに知ろうとしたりは使用すること。
 - (2) 当社、他の会員、または第三者の著作権その他の権利を侵害する行為、または侵

害するおそれのある行為。

(3) 本サービスの利用により知り得た、当社、他の会員、または第三者に不利益をもたらす公知でない情報を漏洩する行為。

(4) 当社、他の会員、または第三者への誹謗、中傷、信用を毀損する情報、事実と反する情報または事実と反するおそれのある情報を提供する行為。

(5) 公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他の会員または第三者に提供する行為。

(6) 猥褻、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または表示・掲載する行為。

(7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。

(8) 本サービスを利用または経由して、本サービス内の情報や他者の情報を権限なく削除、改竄する行為。

(9) 無断で他の会員、第三者に広告宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為。

(10) 受信者が嫌悪感を抱くまたはそのおそれのあるメールを送信する行為。

(11) 他の会員または第三者のメール受信を妨害する行為。

(12) 連鎖的なメール転送を依頼する行為およびこれに当たる依頼に応じて転送する行為。

(13) コンピューターウイルスなど有害なプログラムを、本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。

(14) 当社、他の会員、第三者の財産またはプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。

(15) 当社、他の会員、または第三者の業務を妨害する行為。

(16) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類似する行為。

(17) 当社、他の会員、または第三者に不利益もしくは損害を与える、または与えるおそれのある行為。

(18) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。

(19) その他法令に違反する、または違反するおそれのある行為。

(20) 他の会員または第三者に迷惑・不利益を及ぼす行為、本サービスに支障をきたすおそれのある行為、その他当社が不相当と判断する行為。

2 当社は、会員が、前項各号の行為をおこなった場合、本規約に違反した場合、当社の通知や指導に従わなかった場合、その他当社が必要と認めた場合において、次の各号の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせた措置を講ずることがあります。

(1) 会員が、本規約に違反する行為を中止すること、および同様の行為を繰り返さないことを要請します。

(2) 紛争当事者間で、紛争の解決のための協議をおこなうことを要請します。

(3) 会員が発信、表示、掲示するデータ・情報を削除し、または他者が受信、閲覧できない状態に変更します。

(4) 会員の本サービスの利用を一時的に停止、または解約します。

3 前項の規定は、本規約が定める会員の義務、責任を免除するものではありません。

4 当社は、会員に対して第2項の措置を講ずる義務を負うものではありません。また会員は、当社が第2項の措置を講じたことに起因する結果について、当社を免責するものとします。

5 ある人物が、正規の申込みをおこなって複数の会員となっているとき、ある会員として第2項(4)号に定めた本サービス利用の一時停止または解約がおこなわれた場合は、その人物が保有する他の会員の権利に対して、同様の措置が講じられることがあります。

(本サービスの利用契約の解約)

第11条

1 会員が次の各号の一つにでも該当する場合、当社は、当該会員からユーザーID等を回収し、直ちに本サービスの利用契約を解約することができるものとします。

(1) 第10条第1項の行為をおこなった場合

(2) その他、本規約若しくは個別規約の条項、当社が提供する本サービスの手引き及びマニュアルの記載事項または当社事務局の指導のいずれかに違反した場合

(3) 当社への登録、届出内容に虚偽があった場合

(4) 会員が、支払い不能の状態に陥り、または破産、民事再生、会社整理、会社更生の手続きの申立てを自らなし、または受けた場合

(5) 利用料金などの支払い債務の履行を遅滞し、または支払いを拒否した場合

(6) その他、当社が、会員として不適切と判断した場合

2 前項により解約された会員には、当社が解約した利用月までに発生した料金などの債務の全額を当社の指定する方法で一括してお支払いいただきます。なお既にお支払い済みとなった料金等は、理由の如何を問わず、当社は払い戻しいたしません。

3 ある人物が、正規の申込みをおこなって複数の会員となっているとき、ある会員として第1項に定められた行為をおこない解約された場合は、その人物が保有する他の会員の権利に対して、同様の措置が講じられることがあります。

(利用料金)

第 12 条

- 1 会員は、料金表に規定する料金について、当社が定める期日までに、IP 通信網サービス契約約款（OCN）に定める請求事業者が指定する金融機関等において支払っていただきます。料金算定の基礎となる利用時間、利用度数などの情報については、当社にて算出した記録を使用するものとします。
- 2 当社は、1 の規定にかかわらず、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までにまとめて支払っていただくことがあります。ただし、あらかじめ会員から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申し出があったときは、この限りではありません。
- 3 金融機関等で別途利用条件、支払い条件、利用限度額の設定などの規定がある場合には、それらに従うものとします。会員 と当該金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には責任はないものとします。
- 4 会員は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日 の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内（IP 通信網サービス契約約款（OCN）の規定に基づき請求事業者がその料金その他の債務に係る債権を特定請求事業者に譲渡する場合は 15 日以内とします。）に支払いがあった場合は、この限りではありません。
- 5 当社は、料金の改定をおこなうことがあります。この場合、当社は当該改定される料金の適用のある会員に対し文書、電子メールその他相当な手段により、事前に改定内容及び改定内容の適用開始日を通知するものとし、当該通知した適用開始日から、改定後の料金が有効となるものとします。
- 6 会員が本サービスを利用するために用いる、計算機、通信機器、これらに付随するその他の機器、およびソフトウェアなどの費用（設置に関するものも含む）、本サービスを利用するために要した電話料金（本サービスに含まれるものを除く）、V A N などの利用料および申請料金などは、会員の負担としていただきます。
- 7 会員から当社に支払われた本サービスに関する料金などの金員は、返還することを要しないものとします。
- 8 当社の会員に対する指導に要した電話料金、本サービスの利用料金は会員の負担としていただきます。

(消費税相当額の加算)

第 13 条

インターネットメール利用規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

（注） この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(本サービスの保守)

第 14 条

本サービスを常に良好な状態でご利用いただくために、以下の事項につき、ご了承ください。

(1) 当社は、本サービスの稼働状態を良好に保つために、会員に事前の通知なくして本サービスの運用を一時停止の上保守点検をおこなうことができます。

(2) 前項により、本サービスの提供の遅延または中断に基づく損害が発生しても、その損害については、当社の故意または重過失に基づくものを除き、当社は責任を負わないものとします。

(3) 本サービスの利用中に、会員が当社の設備またはサービスに異常を発見したときは、会員は会員自身の設備等に故障がないことを確認の上、当社に異常を通知するよう努めるものとします。

(非常事態が発生した場合等の利用制限)

第 15 条

1 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、「電気通信事業法」第 8 条で定める重要通信を確保するため会員に事前に通知することなく、会員に対する本サービスの提供の全部または一部を中止する措置をとることができるものとします。

2 当社は前項に基づく本サービスの提供の中止によって生じた会員の損害につき、責任を負いません。

(本サービスの中止)

第 16 条

1 当社は、前条にて定める法律上の要請の如何にかかわらず、天災、事変、その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、当社のシステムやネットワークの保守を定期的に若しくは緊急におこなう場合、または当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合、当社の判断により本サービスの運用の全部または一部を中止することができるものとします。

2 当社は、前項の規定により本サービスの運用を中止する場合は、当社が適当と判断する方法で事前に会員にその旨通知するよう努めます。

2 当社は、本条の規定に従い情報を削除したこと、または情報を削除しなかったことにより会員または第三者に発生した損害について、当社の故意または重過失に基づくものを除き、責任を負いません。

(会員に帰属するデータ・情報の管理)

第 17 条

1 当社は、「インターネットメールサービス規約」第 2 条で定める電子メールなどの会員に帰属するデータその他の情報について、当社が事前に定めた容量を越えた場合、当社が定める期間を超過した場合、あるいは本サービスの保守管理上やむを得ないと当社が判断した場合は、会員の承諾なくこれを削除することがあります。

2 当社は、本条の規定に従い情報を削除したこと、または情報を削除しなかったことにより会員または第三者に発生した損害について、当社の故意または重過失に基づくものを除き、責任を負いません。

(著作権)

第 18 条

1 会員は、本サービスを通じて提供されるいかなる情報も、権利者の許諾を得ることなくしては、いかなる方法を用いても、著作権法 30 条以下の規定により許されている利用の範囲外の利用をすることはできません。

2 会員は、本サービスを通じて提供されるいかなる情報も、権利者の許諾を得ることなくしては、いかなる方法を用いても、第三者にその情報を使用させたり、公開させたりすることはできません。

3 本条の規定に違反して紛争、問題が発生した場合、会員は自らの責任と費用において発生した紛争、問題を解決し、当社に迷惑または損害を及ぼさないものとします。

(当社の免責)

第 19 条

- 1 当社は、会員が本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスをご利用になることにより、またはご利用になれなかったことにより発生した損害について、当社の故意または重過失に基づくものを除き、責任を負わないものとします。但し、本サービスに関する当社と会員との間の契約（本規約を含みます。）が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、本項は適用されません。
- 2 当社は、本サービスの内容や会員が本サービスを利用して得る情報等について、その正確性、確実性、完全性、有用性等の保証をおこないません。
- 3 会員は、本サービスを利用して発信・伝達する情報につき全ての責任を負うものとし、当社に迷惑または損害を及ぼさないものとします。
- 4 当社は、会員が本サービスや本サービスの設備に蓄積した、または会員が第三者に蓄積することを承認した、情報やデータに対する、他者による削除や改竄について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。
- 5 会員が、本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスをご利用になることにより、他の会員または第三者に対して損害を 与えた場合、または紛争が発生した場合には、当該会員は自己の責任と費用において解決し、当社には迷惑を及ぼさないものとします。
- 6 本サービスの提供、変更、遅滞、中止若しくは廃止、本サービスを利用して登録、提供される情報等の流失若しくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した会員の損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は本規約にて明示的に定める以外責任を負いません。
- 7 当社は、会員がご使用になる機器、およびソフトウェアについて動作保証はおこなわないものとします。
- 8 本条第 1 項但し書に定める場合であっても、当社は、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行又は不法行為により契約者に生じた損害のうち、間接損害、逸失利益に係る損害及び特別な事情から生じた損害（当社又は契約者が損害発生につき予見し、又は予見し得た場合を含みます。）については責任を負わず、かつ、本サービスの 6 ヶ月分の利用料金相当額を上限として損害賠償責任を負うものとします。
- 9 前項に定める場合を除き、本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第 20 条 本サービスの廃止

- 1 当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。
- 2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、会員又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ会員に通知します。

(個人情報の取扱い)

第 21 条

1 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー (<https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/>) が別に定めるところによります。

(その他)

第 22 条

1 当社は、会員のパスワード等の変更などをおこなう場合、当社指定の方法で本人確認をおこないます。

2 会員に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって会員に対する通知が完了したものとみなします。

(2) 会員が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た会員の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、会員の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時又は会員の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって会員に対する通知が完了したものとみなします。

(3) 会員が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た会員の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が会員の住所に到達した時をもって会員に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって会員に対する通知が完了したものとみなします。

3 本サービスのご利用に関して、本規約、各手引き、マニュアルの記載または当社の指導により解決できない問題が生じた場合には、会員の通信環境のみに起因する問題を除き、当社と会員との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。

4 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

5 本サービスの利用に関連して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所または東

京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

6 当社 IP 通信網サービス契約約款（OCN）に定める第 2 種契約者以外の会員は、当社の IP 通信網サービス契約約款（OCN）に規定する請求事業者の指定する請求方法により、当社が定める期日までにお支払いいただきます。

インターネットメールサービス規約

（インターネットメールサービス）

第 1 条

1 「インターネットメールサービス」（以下、「本メールサービス」とします）とは、電子メールアドレスを提供するサービスです。本メールサービスの利用、料金体系、利用条件その他については、本「個別規約：インターネットメールサービス規約」の他、「ドリームネット利用サービス規約」の規定が適用されます。

2 IP 通信網サービス契約約款（OCN）に規定する第二種契約者識別符号としてサービスの契約を締結する場合、この規定で定めのない事項は、IP 通信網サービス契約約款（OCN）が適用されるものとします。

（利用申込）

第 2 条

1 会員は、当社が本「個別規約：インターネットメールサービス規約」の他、「ドリームネット利用サービス規約」に定める条件により、電子メールアドレスを 1 個付与します。

2 当社は、会員から請求があったときは、当社が本「個別規約：インターネットメールサービス規約」の他、「ドリームネット利用サービス規約」に定めるところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。

3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社所定のホームページ（<https://www.dream.com/mail/>）に定めるところによります。

（利用料金の計算）

第 3 条

1 本メールサービスの利用料金（以下、本規約において「本利用料金」といいます）は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月（1 の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と解除のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1 ヶ月間とします。）について、料

金表に規定する利用料金の支払いを要します。

2 会員が、本サービスを通じて、付加機能を利用したり、当社以外が提供する回線をご使用になる場合には、定められた料金とは別の付加料金が必要となります。

3 会員は、本サービスの利用料金その他の債務の支払いにおいて請求書又は口座振替（口座振替通知書の発行を要するものに限り、）によって支払うときは、料金表に規定する請求書等の発行に関する料金の支払いを要します。

4 1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

（付加機能の提供）

第4条

1 当社は、会員から請求があったときは、次の場合を除き、料金表で別に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した会員が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供を請求した会員が、本条第2項の規定により、その付加機能の利用を停止されている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
- (3) 付加機能の提供を請求した会員が、虚偽の内容を含む請求をおこなったとき。
- (4) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のドリームネット利用サービスに係る業務の遂行上支障があるとき。

2 当社は、その付加機能の利用の停止又は廃止をおこなうことがあります。

料金表

1 基本料金

サービスプラン	ドリームネットメールプラン
月額基本料金	1 メールアドレスあたり 250 円(税込 275 円)

2 付加機能利用料

(1) 電子メールアドレス追加サービス

追加できるメール ID 数	29
---------------	----

月額利用料金 (1 メールアドレスあたり)	250 円 (税込 275 円)
--------------------------	---------------------

※利用開始月の月額利用料は発生しません（但し、利用開始月の申込/解約が複数回行われた際は、請求をさせていただく場合があります）。

また、月途中での解約については、日割り計算を行わず、1 カ月分請求させていただきます。

※追加できるメール ID 数は、OCN メールをお持ちの場合には、OCN メールと合わせて合計 29 個までです。

メールウイルスチェックサービス規約

(メールウイルスチェックサービス)

第 1 条

「メールウイルスチェックサービス」とは、会員が「インターネットメールサービス規約」で提供されるメールアドレスを利用してメールを送受信するに際して、その添付ファイル中に当社が設定するウイルスの条件に合致するもの（以下「ウイルス」とします）が存在しないかをチェックし、当該ファイルそのものを削除し又は当該ウイルスを駆除した上で配信するサービスです。メールウイルスチェックサービスの利用については、本「個別規約：メールウイルスチェックサービス規約」の他、「ドリームネット利用サービス規約」の規定が適用されます。

メールウイルスチェックサービスの利用料金（以下、本規約において「本利用料金」とします）等については、料金表で別に定めます。

(メールウイルスチェックサービスの内容)

第 2 条

- 1 ウイルスの条件設定は当社がおこない定期的に更新します。当社が設定した条件に合致しないファイルはウイルスと判断されず、そのまま配信されます。
- 2 21 階層以上の圧縮がなされたファイル、暗号化されたメールについては、ウイルスチェックの対象外となります。
- 3 ウイルスの駆除が可能な場合は、駆除済みのファイルを添付して配信し、駆除が不可能な場合は、添付ファイルそのものを削除して配信します。
- 4 ウイルスが付着していたメールの受信者に対しては、メール本文に警告メッセージを挿入します。
- 5 メールウイルスチェックサービスは、当社がウイルスの添付の有無をチェックした後に配信するメールについて、ウイルスが一切付着していないことを保証するものではありません。

(利用方法)

第3条

1 メールウイルスチェックサービスをご利用になるには、お申込み後、当社が所定のホームページ (<https://www.dream.com/mail/>) に定めるところに従って、会員ご自身でメール設定を変更する必要があります。

(利用条件)

第4条

- 1 会員は、自己が送受信するメールのウイルスチェック以外の目的で、メールウイルスチェックサービスを利用することはできないものとします。
- 2 会員は、当社の書面による事前の承認を得ることなく、メールウイルスチェックサービスの提供を受ける権利を第三者に貸与若しくは譲渡し又は担保権を設定してはならず、かつ、顧客サービス（有償無償を問わず営利目的又は付加価値サービスとして第三者に提供するサービス）として利用することはできないものとします。
- 3 会員は、メールウイルスチェックサービスに関するソフトウェアにつき、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル及び逆アセンブルのいずれもできないものとします。会員がソフトウェアを改造したことに起因して会員に生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。

(サービスの停止・中止)

第5条

- 1 当社は、メールウイルスチェックサービスの提供につき、保守点検のため停止し、又は天災・事変その他の非常事態により中止することがあります。
- 2 当社は、前項の規定によりメールウイルスチェックサービスの提供を停止又は中止する場合は、当社が適当と判断する方法で、会員に対して事前に通知するよう努めますが、事前通知ができない場合もあります。

(利用料金の計算)

第6条

会員は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月（1の暦月の起算日から次の暦月の起算日前日までの間をいいます。以下同じとします。）の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、料金表に規定する利用料金の支払いを要します。提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、料金表に規定する利用料金の支払いを不要とします（但し、利用開始月の申込/解約が複数回行われた際は、請求をさせていただく場合があ

ります)。

(解約)

第7条

- 1 会員がメールウイルスチェックサービス利用契約の解約を希望する場合には、当社の指定の方式により解約をおこなうものとします。
- 2 解約は月単位でおこなうものとし、解約の申込みを受領した日が属する月の本利用料金は返金しません。
- 3 解約後、会員は、メール設定を第3条第1項の変更前の設定に戻す必要があります。
- 4 解約後、再びメールウイルスチェックサービスをご利用になる場合は、再度ご登録の手続きが必要となります。

料金表

区分	単位	利用料金
メールウイルスチェックサービス	メールアドレスごと	300 円(税込 330 円)

附則（令和4年6月15日）レパN第205号

(実施期日)

- 1 この規約は、令和4年7月1日から実施します。
(吸収分割に伴う取り扱いについて)

2 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、2022年5月13日付け吸収分割契約により当社に承継された契約の規定は、この約款実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧規約	新規約
ドリームネット利用規約 - メール会員向け	ドリームネット利用規約 - メール会員向け

- 3 旧規約によりNTTコムが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。
- 4 この規約実施前に、NTTコムに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附則（令和5年5月24日）レパN第009600000488-01号
（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。

附則（令和5年6月15日）レパN第009600000741-01号
（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

（吸収合併に伴う取り扱いについて）

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）

の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、

次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧規約	新規約
ドリームネット利用規約 - メール会員向け	ドリームネット利用規約 - メール会員向け

3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附則（令和6年2月26日）OCN第009283号
（実施期日）

1 この改正規定は、令和6年3月18日から実施します。